

企画調整部

1. 行政評価システム 5-3

(1) 目 的

市役所は、市民満足度の向上を目指し、様々なサービスを行っている。そのため、市役所は、市民がどの程度現状のサービスに満足しているか認識することが必要になる。また、施策や事業の改善、市民満足度の向上を図るため、経営資源（人・物・金・時間）も含めて結果を振り返り、戦略立案を行う仕組みの確立も重要となる。

これら市役所の使命を達成するための戦略立案の具体的な手法として、行政評価を導入した。

総合計画の実現

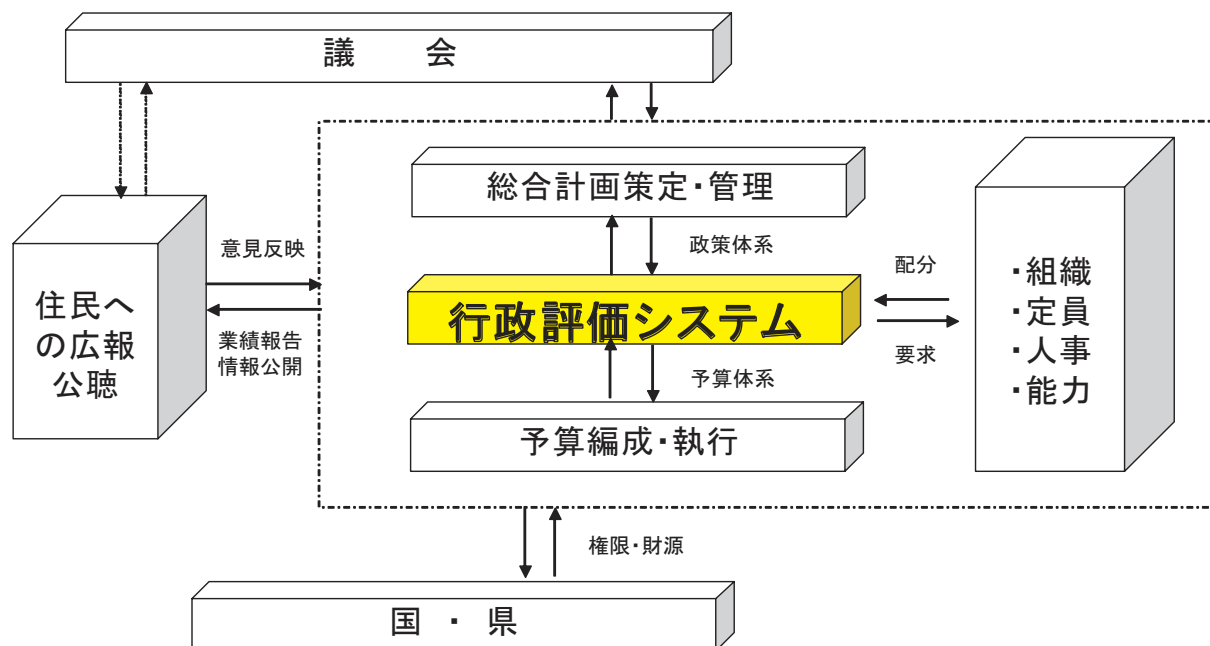
- ◆予算、人事、定数、計画、組織との連携。
- ◆施策ごとの成果を把握し、効果的に事業を実施する。

住民起点での行政体質改善

- ◆納税者が納得できるサービスを提供する。

透明性の高い行政運営実現

- ◆住民へ、目指すべき方向・目的・手段などを説明し、行政への信頼度を高める。



(2) 概 要

行政評価システムは、戦略的に人・物・金・時間といった資源を用いて施策や事業を実施した結果、効果的に目的を達成しているか市民と共に評価する。

そして、市の現状を市民・職員ともに把握し、理想と現実のギャップや問題点に気づき、考えていくためのツールである。

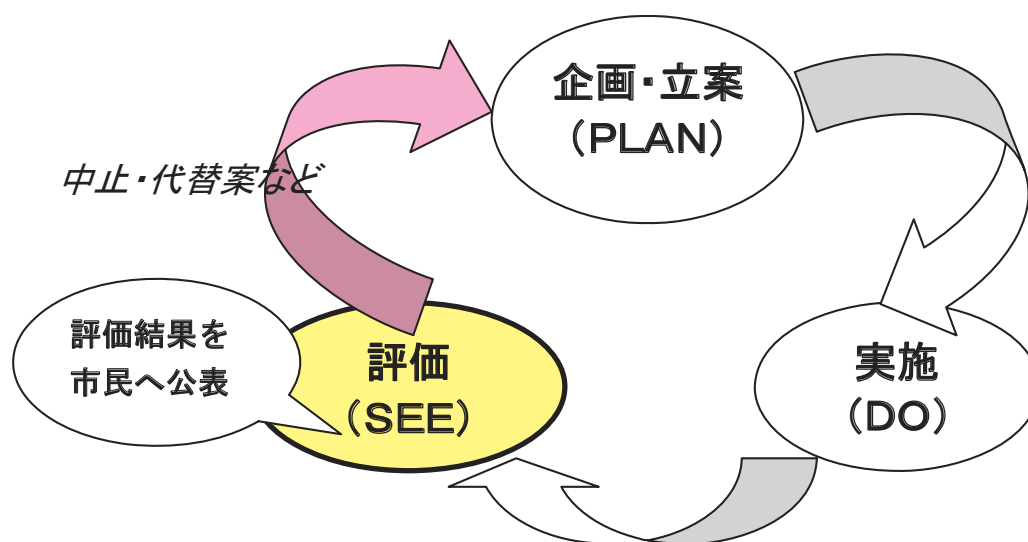
《PLAN》「佐賀市のビジョン」である総合計画の施策体系に沿った施策や事務事業の目的・目標を設定し、計画を企画・立案する。

《DO》目標達成のために、予算と人を活用して効率的な事業実施を行う。

《SEE》行政は、これまで成果の検証が充分でなかったことから「やりっぱなし」の批判を受けることが多かった。しかし現在は、取り組みの結果をきちんと把握したうえで、施策体系に沿った評価を行い、その結果を市民へ公表し、その結果と市民の意見を受け、次年度の計画・予算と事業実施に反映させることにしている。

以上のような、「PLAN-DO-SEE」のマネジメントサイクルを市政経営の中に組み込み、目的・成果重視の市政経営を行い、市民満足度の向上を目指す。

～行政評価システムのサイクル～



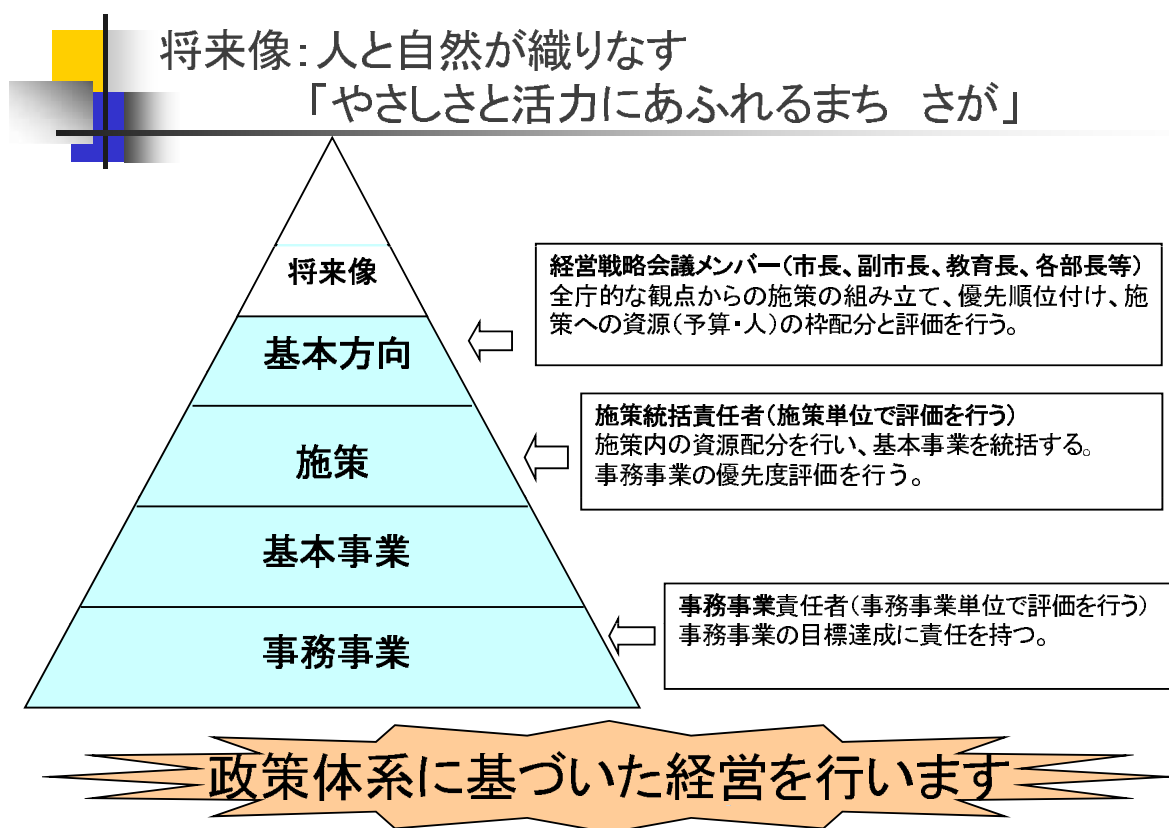
結果を振り返り、次の企画と実施に反映させる仕組み

(3) 施策評価

平成19年度から平成26年度までの8年間を計画期間とする「第一次佐賀市総合計画」の進捗管理については、行政評価を活用している。

また、従来の事務事業単位の評価では、個別の事業を評価することは可能であるが、“政策展開の基本方向”の現状の把握やまちづくりの達成水準、さらに、市民生活の向上の度合いなど、大きな視点での確認ができていなかったため、事務事業を包括する施策単位での評価（施策評価）を行っている。

施策評価とは、「第一次佐賀市総合計画」の施策ごとに、各施策項目の中心となる課長が施策統括責任者となり、関係部署との調整を行い、それぞれの現状や課題を認識し、成果目標の達成具合を確認する。その結果を受け、「経営戦略会議」において、全庁的な観点から重要性や緊急性に応じた施策の優先順位付けを行い、限られた財源の有効活用を図るとともに、「第一次佐賀市総合計画」の確実な推進を図るものである。



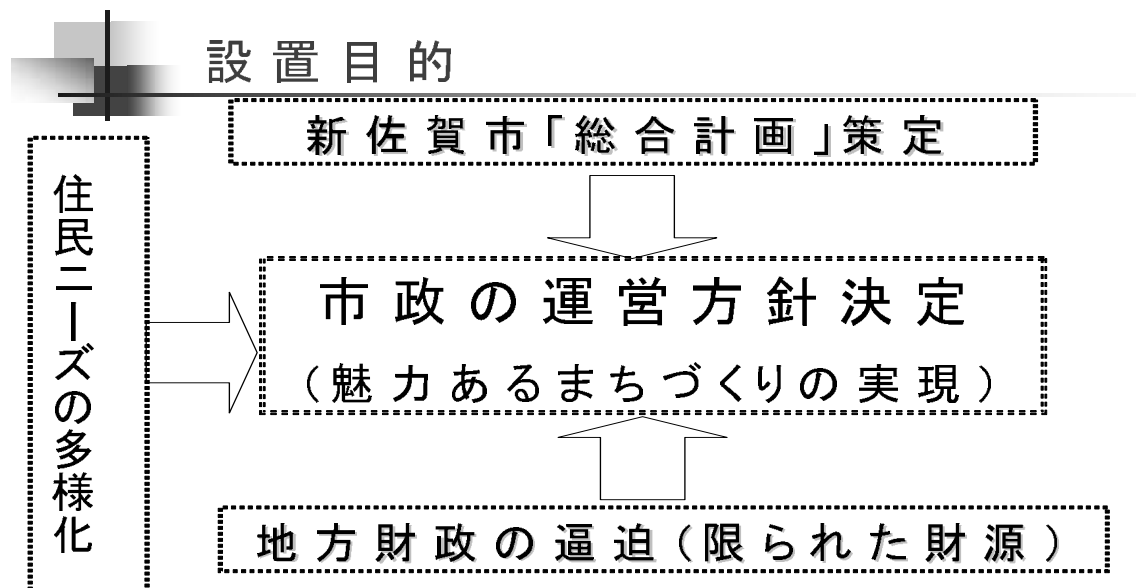
2. 経営戦略会議 5 - 3

経営戦略会議の設置目的

厳しい財政状況、多様化する住民ニーズに対応して、今までどおりに全ての事業を実施することは難しい状況である。

そこで、内部の最高意思決定機関として「佐賀市経営戦略会議」を設置し、平成18年度に策定した「第一次佐賀市総合計画」の実現を図るため、施策ごとに、今、何が必要かの議論を重ね、その重要性や緊急性に応じた優先性の方針決定をすることにより、総合計画推進の実効性を図り、魅力あるまちづくりを目指す。

企調
画整



経営戦略会議の役割

◆ 総合計画の推進

- 総合計画に沿った事業運営
- 施策の目標についての基本方針の提示
- 施策間の関連性、優先性についての方針提示

◆ 予算編成方針の決定

- 新年度の重点施策の検討
- 施策配分率の決定

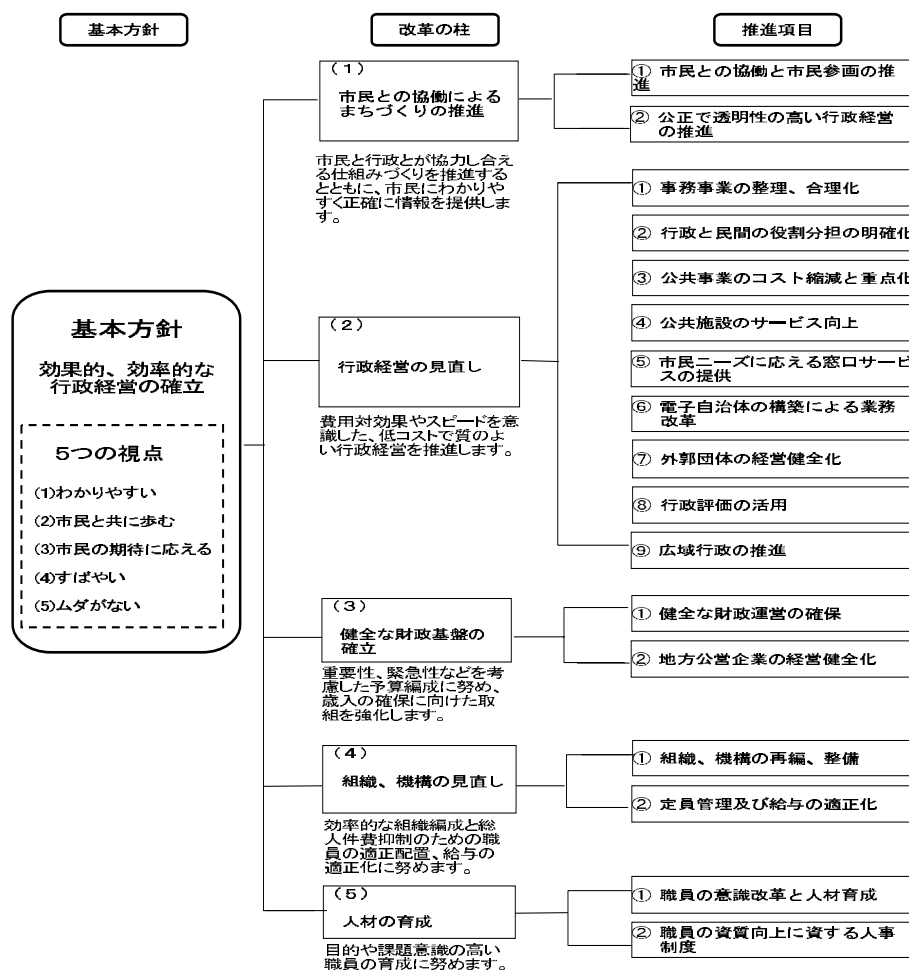
3. 行政改革事業 5 - 3

(1) 行政改革大綱及び集中改革プラン

平成18年度に佐賀市が行政改革を進めていく上での指針となる行政改革大綱とその実施計画にあたる集中改革プランを策定しており、毎年度進捗状況を確認しながら着実に実施している。

◎佐賀市行政改革大綱

市民満足度の向上を目指して、民間の経営的な視点に立つ「行政経営」という考えを取り入れた「効果的、効率的な行政経営の確立」を基本方針とし、「市民との協働によるまちづくりの推進」、「行政経営の見直し」、「健全な財政基盤の確立」、「組織、機構の見直し」、「人材の育成」を柱としている。



◎佐賀市集中改革プラン

佐賀市行政改革大綱の実施計画として、全100項目をプランとして設定している。

実施期間	
◆平成19年度から平成23年度までの5カ年間	
目標・効果	
◆財政の効果額	およそ55億円（5年間の累計額）
◆人的な目標	職員250人削減 （平成17年4月1日 2,135人→平成22年4月1日 1,885人）

(2) 行政改革実績

佐賀市においては、平成23年度から平成27年度の5年間で、32億円の財源不足が見込まれると予想している。

厳しい財政状況の中、急速な社会変化に対応し、行政サービスに対する市民の満足度を向上させていくために、常にコスト意識を持った行政改革を進め、新たな財源を生み出していく必要がある。

・平成21年度行政改革実績………財政上の効果額17億2,636万円（下表のとおり）

改 革 の 柱	財政上の効果額
(1) 市民との協働によるまちづくりの推進	2,204万円
(2) 行政経営の見直し	8,814万円
(3) 健全な財政基盤の確立	16億1,618万円
(4) 組織、機構の見直し	—
(5) 人材の育成	—
合 計	17億2,636万円

※佐賀市集中改革プランの成果

（主な取り組み事例）～集中改革プラン取組状況報告（平成22年6月報告分）より

・審議会等への女性委員・公募委員の参画促進

各審議会ごとに登用計画を作成し、部単位で進捗を管理する体制をつくることにより実行性を高めた。

・廃棄物処理施設の統廃合

平成22年度から久保田町のごみを佐賀市清掃工場で受け入れることが決定した。

・民間活力の導入についての検討

指定管理者制度を、新たに6施設に導入した。（H22.6.1 91施設）

・電子入札の拡大推進

工事及び業務委託の実施件数の増加に加え、物品調達（フォーム印刷）について電子入札を実施した。

・施策ごと枠配分方式による予算構成

施策評価に基づき、経営戦略会議においてシーリング率を決定し、各施策の配分率（増加101％、維持98％、削減97.5％）を決定し、配分した。

・遊休資産の活用

将来的に行政目的がない公有地及び公共事業のために必要となった土地を売却した。

・定員管理の適正化

平成21年度の純減数：41名

※平成21年4月1日現在と平成22年4月1日現在の職員数との比較

・職員提案制度の実施

応募件数24件のうち5件を優秀提案として表彰した。（5件の優秀提案については一部実施を含め実現化を図ることとした。）

4. 生活バス路線の確保 3 - 2

市内の交通体系は、山間部の交通空白地帯への対応や子どもの通学時の安全性の確保等にも考慮しなければならない時代となっており、加えて人口減少、少子化、高齢化、環境問題等の社会の変化に対応した取り組みが求められる。

これからは、従来の不特定多数を対象とした移動手段の確保のみならず、一定の行政目的を持つ交通政策に取り組むこととし、その中心的役割を担うバスに関して、交通弱者対策、安全確保対策、生活交通路線確保対策など今後の社会情勢に対応した公共交通機関の整備を目指す。

事業名	内 容	系統数 (路線数)	乗 客 数 (千人)
地方バス路線運行対策費補助	生活に必要な交通手段であるバス路線の運行を確保し、市民福祉の向上を図るため、複数市町にまたがるなどの要件を満たす路線に対して補助を行う。	2 系統	2,600 (市営バス全体)
生活交通路線協調補助	生活に必要な交通手段を確保し、市民福祉の向上を図るため、国補助、県補助対象路線で、補助金受領後の赤字部分を負担する。	17系統	
赤字路線バス運行委託	地域における生活路線の確保の観点から、交通局の赤字幅の大きい7路線を市が交通政策として運行する。	7 路線	
廃止路線代替バス運行費補助	地域住民の生活に必要なバス路線を維持するため、廃止路線を運行するバス業者に対し、欠損補助を行う。	10系統 (上合瀬線含む)	59 (上合瀬線含む)
コミュニティバス運行事業	三瀬地区において高齢者、児童など交通弱者の交通手段を確保するため、さがんバス(22人乗り)1台と10人乗りワゴン1台のコミュニティバスを運行する。	2 系統	12
松梅地区バス運行費補助	大和町松梅地区において、バス路線の廃止に伴う交通空白地域の移動手段を確保するため、運行するバス事業者に対し、欠損補助を行う。	1 路線	5

5. 地域審議会 5 - 2

(1) 目 的（平成17・19年度に設置）

平成17年10月の市町村合併、さらには平成19年10月の市町合併により、旧町村が周辺地域となることで、住民の意見が市の施策に反映されにくくなるという懸念を払拭するために、地域の意見を聞きながら、よりよい地域づくりができるよう、合併前の旧町村を単位として設置する。

(2) 概 要

① 設置区域

ア 旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村の区域ごとに設置

イ 旧川副町、旧東与賀町、旧久保田町の区域ごとに設置

② 設置期間

ア 平成17年合併の区域…平成27年3月31日まで

イ 平成19年合併の区域…平成29年3月31日まで

③ 所掌事務

新市建設計画及び合併新市基本計画の変更、進捗に関する事項、合併後の佐賀市の基本構想の作成及び変更に関する事項、地域振興のための基金の活用に関する事項等について市長の諮問に応じて、審議、答申する。また、地域の振興に関し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

④ 委員の構成

各地域審議会の設置区域に住所を有する者のうち、自治会を代表する者、公共的団体等を代表する者、学識経験を有する者、公募により選任された者で構成され、15名以内の委員により組織する。

(3) 実績（平成21年度）

審議会名	開催回数	答申、意見数
諸 富 地域審議会	1 回	な し
大 和 地域審議会	1 回	な し
富 士 地域審議会	1 回	な し
三 瀬 地域審議会	1 回	な し
川 副 地域審議会	1 回	な し
東与賀地域審議会	1 回	な し
久保田地域審議会	1 回	な し

6. 男女共同参画

(1) 佐賀市男女共同参画を推進する条例

佐賀市における男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、男女一人ひとりが互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成20年4月1日に「佐賀市男女共同参画を推進する条例」を施行。前文と6章（全21条）から成り、「市」「市民」「事業者」「自治組織等」「教育に携わる者」それぞれの責務と市の基本的施策を定め、積極的に推進していくこととしている。

(2) 佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21 2-10

「佐賀市男女共同参画を推進する条例」に定める基本計画として、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するため「佐賀市男女共同参画計画 パートナーシップ21」を策定。「女と男^{ひと} ともに^{ひと} つくるイキイキ佐賀市」をめざす将来像とし、次の4つの基本目標を掲げて具体的な推進を図っている。また、佐賀市総合計画では、計画を推進するにあたっての基本姿勢のひとつとして「男女共同参画社会の実現」を掲げている。

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本目標 II あらゆる分野への男女共同参画を促す社会づくり

基本目標 III 安心して暮らせる男女共同参画のまちづくり

基本目標 IV 男女共同参画社会を進める市役所づくり

(3) 男女共同参画社会推進への啓発事業 2-10

① パートナーデー推進事業

男女共同参画を身近に感じ理解してもらうために、2月14日のバレンタインデー・3月14日のホワイトデーにちなみ、4月14日をお互いがお互いを思いやる日“パートナーデー”として発信している。パートナーデーを市民へ浸透させるため、“もらってうれしい”メッセージカードを配布している。

② 女・男^{ひと}フォーラム等の開催

一般市民の方を対象に男女共同参画に対する理解を深めるため、女・男^{ひと}フォーラムを開催し、記念講演やパネル展示を実施している。その他公民館等において出前講座を行っている。

③ 情報の発信

市民向けには、男女共同参画に関する情報や啓発記事を掲載した情報誌「ばすぽーと」を年2回発行している。庁内向けには、「男女共同参画課の窓から」を配信し、市職員の意識啓発を行っている。また、書籍やビデオの貸し出しも行っている。

(4) 男女共同参画に関する調査・促進事業 2-10

① 佐賀市男女共同参画審議会

条例に基づき、市民及び学識経験者の15名以内で構成する「佐賀市男女共同参画審議会」を設置しており、男女共同参画推進のための調査や審議を行う。

② 男女共同参画に関する調査

男女共同参画社会形成の進捗把握の指標として「各種審議会等に占める女性の参画状況調査」を行っている。また、計画に沿った各課事業の進捗状況について毎年調査をしている。

【佐賀市各種審議会・委員会等に占める女性の参画率（％）】

年 度	22
法令に基づくもの	37.6

(参考) 【旧佐賀市における各種審議会・委員会等に占める女性の参画状況の推移（％）】

年 度	平成 4	5	6	7	8	9	10	11	12
法令に基づくもの	8.8	10.0	19.7	19.8	20.4	20.9	22.2	24.0	25.3
年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
法令に基づくもの	26.2	28.1	30.4	30.5	32.5	30.3	31.0	29.9	32.1

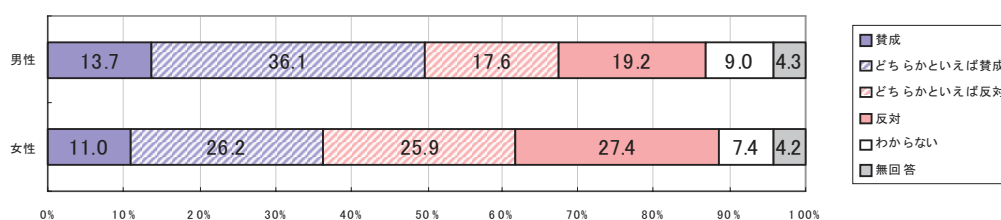
③ 女性人材リスト拡充と活用

各分野にわたって専門的な知識や技術を有する女性を登録する人材リストを作成し、各種審議会等への委員推薦やセミナー講師派遣に活用している。(自薦・他薦 随時受付中)

④ 意識調査の実施

市民の現状や意識に反映した男女共同参画施策展開を行うため、「男女共同参画社会づくりのための佐賀市民意識調査」を実施している。また、職員の男女共同参画意識を把握するため、「男女共同参画に関する佐賀市職員意識調査」を実施している。

○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



H21男女共同参画社会づくりのための佐賀市民意識調査

⑤ 相談窓口の設置

市が行う施策のうち、男女共同参画の推進を阻害すると思われるものに対する意見や、性別による差別扱いを受けたことに対する相談を受ける窓口を設けている。

7. 電子自治体化の推進 5-3

近年めざましく進歩を続ける情報通信技術（ICT^{※1}）により、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも使える」ユビキタス社会^{※2}が現実のものになるなど、社会全般にわたって大きな変化がもたらされてきている。

このような中、住民サービスの電子化への期待はますます高まってきており、住民ニーズへの適切な対応が求められている。また、自治体のあらゆる業務プロセスについて、見直しの必要性や積極的な情報公開の推進を求める声も日増しに高まってきており、今後、ICTの積極的な利活用が望まれている。

一方で、情報資産に対するコンピュータウィルスなどのさまざまな脅威が日増しに増大している。また、万一、個人情報等の漏洩があった場合には、市民の市政への信頼が大きく損なわれることになるため、十分な危機管理が重要となってきた。

このようなことを踏まえ、本市は先進的な電子自治体として、一層の市民サービス向上と行政経営の簡素・効率化を目指す。

(1) 国・県の動向

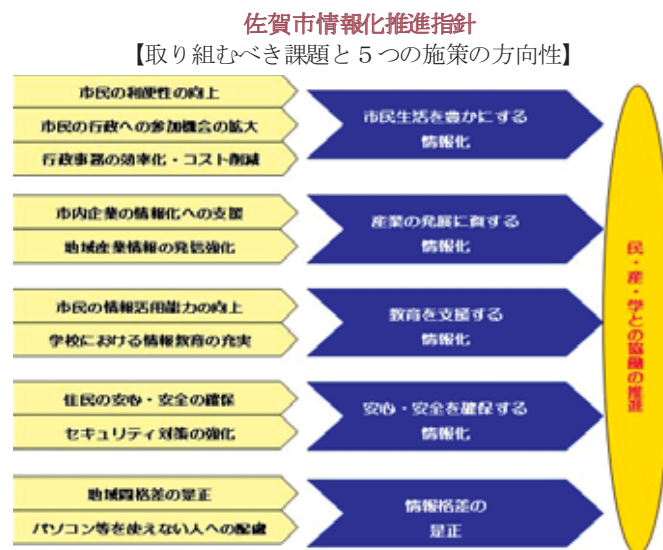
国が策定した「i-Japan戦略2015」では、いつでも、どこでも、誰でもデジタル技術の恩恵を実感できる視点を重視しながら、3つの柱①三大重点分野（電子政府・電子自治体分野、医療・健康分野、教育・人材分野）②産業・地域の活性化及び新産業の育成③デジタル基盤の整備に関する政策ごとの目標を定め、講ずべき措置を方策として示している。

一方佐賀県では、県及び県内市町が情報システムの共同化・ネットワーク化による電子自治体の推進とICT利活用による地域情報化を推進するため、佐賀県ICT推進機構を設立した。

(2) 佐賀市の情報化施策の方向性

「i-Japan戦略2015」や「第一次佐賀市総合計画」との整合性を図りつつ、情報技術の急激な進展や社会情勢の変化などに対応しながら、本市の情報化を推進していく必要がある。

今後においても「市民の誰もがICTの便利さを享受し豊かな生活を実感できる」ことを目指し、本市の情報化施策の方向性を示した「佐賀市情報化推進指針」に基づき、継続して情報化に取り組んでいく。



※1 ICT Information and Communication Technology。IT(Information Technology)からさらに一步進んで、情報にコミュニケーションの重要性、つまり認知され認識することまでを含めた技術の総称である。

※2 ユビキタス社会 「いつでも、どこでも、利用者が意識することなく、コンピューターやネットワークなどを利用できる」ような環境を実現した社会のこと。

8. 電算自己処理業務一覧 5 - 3

(1) 基幹システム業務

課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月
市民生活課	住民基本台帳管理	平成2年4月	障がい福祉課	障 が い 医 療	平成2年4月
保険年金課	国民健康保険（資格・賦課・収納・滞納・給付）	平成2年4月	福祉総務課	ひ と り 親 医 療	平成4年4月
	国 民 年 金			乳 幼 児 医 療	
	福 祉 年 金			児 童 手 当	
	後期高齢者医療	平成19年12月		こ ども 手 当	平成22年4月
市民税課	市県民税（特徴・普徴）	平成2年4月	高齢福祉課	高 齢 者 福 祉	平成7年1月
	軽自動車税		建築住宅課	市 営 住 宅 使 用 料	平成2年4月
	法 人 市 民 税		下水道企画課	下水道受益者負担金	平成3年4月
	税 証 明		選挙管理委員会	選 挙 人 名 簿	平成2年4月
納 税 課	税収納（普徴・特徴・固定・償却・軽自）	平成2年4月	農業委員会	農 政 管 理	平成7年4月
	税 収 納（法人）	平成6年4月	農業振興課	農 政 管 理	平成7年4月
	資 産 税 課	平成3年4月	各 課 共 通	口 座	平成2年4月
	固定資産税（土地・家屋・償却）			住 民 登 録 外	
	都 市 計 画 税			送 付 先	

企調
画整

(2) その他個別システム業務

開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務	開始年月	課 名	電 算 処 理 業 務
平成7年1月	保 護 課	生活保護システム	平成18年4月	情報システム課	新ホームページ管理システム
平成7年10月	建 設 部	土木積算システム	平成18年4月	総務法制課	例規執務サポートシステム
平成8年5月	建築指導課	建築確認支援システム			会議録検索システム
平成8年8月	消防防災課	水防災情報システム			現行法令Webシステム
		消防団管理システム	平成18年4月	下水道企画課	下水道受益者分担金 管 理 シ ス テ ム
平成8年8月	図 書 館	図書館情報システム			
平成10年3月	総務法制課	公文書管理システム	平成18年4月	久保田支所環 境下水道課	下水道使用料システム
平成10年5月	保険年金課	医療情報システム			
平成10年10月	資 産 税 課	家屋評価システム	平成18年6月	建築指導課	建築行政情報管理システム
平成12年1月	保険年金課	国民年金情報DBシステム	平成18年6月	障がい福祉課	障害程度区分訪問調査 支 援 シ ス テ ム
平成13年7月	選挙管理委員会	不在者投票システム			
平成13年10月	市民生活課	戸籍情報システム	平成18年9月	学校教育課	図書館情報ネット ワーク新システム
平成13年9月	人 事 課	人事給与システム			
平成14年3月	川副・久保田・東与賀 支所建設課	法定外公共物管理 シ ス テ ム	平成19年4月	富士大和温泉病院	健 康 管 理 シ ス テ ム
平成14年4月	福祉総務課	保健福祉医療総合情報 シ ス テ ム	平成19年4月	情報システム課	統 合 G I S (地理情報システム)
平成14年7月	富士大和温泉病院	病院総合情報システム	平成19年8月	富士大和温泉病院	薬品在庫管理システム
平成14年8月	市民生活課	住民基本台帳ネットワ ク シ ス テ ム	平成19年9月	市 民 税 課	課税資料原票管理システム
平成14年9月	秘 書 課	電子看板システム	平成19年9月	保 險 年 金 課	後期高齢者医療広域 連合電算処理システム
平成14年12月	保険年金課	高額医療費支給システム	平成20年3月	富士大和温泉病院	財 務 会 計 シ ス テ ム
平成16年2月	納 税 課	滞納整理システム	平成20年4月	保 險 年 金 課	特 定 健 診 等 デ ー タ 管 理 シ ス テ ム
平成16年4月	情報システム課	スポーツ施設予約システム	平成20年4月	森 林 整 備 課	森林土木積算システム
平成15年10月	情報システム課	財 務 会 計 シ ス テ ム	平成20年8月	資 産 税 課	固定資産評価システム
平成16年4月	市民生活課	申請書自動作成システム	平成20年8月	農 業 振 興 課	水田情報管理システム
平成16年10月	秘 書 課	動画配信システム	平成20年9月	議 会 事 務 局	会議録作成支援システム
平成16年10月	建築住宅課	CAD シ ス テ ム	平成20年9月	こ だ も 課	児童クラブシステム
平成17年3月	市民生活課	自 動 交 付 機	平成20年10月	保 險 年 金 課	特定健診・特定保険 指 導 シ ス テ ム
平成17年7月	保険年金課	国保情報DBシステム			
平成17年9月	川副支所建設課	地籍調査事務支援システム	平成20年11月	市 民 税 課	e - L T A X
平成17年10月	東与賀支所総務課	モバイルー斉連絡システム	平成21年3月	学 事 課	学 齢 簿 シ ス テ ム
平成17年10月	建築住宅課	住宅管理システム	平成22年3月	下水道企画課	浄化槽使用料システム
平成18年2月	環 境 課	畜犬管理システム	平成22年4月	文化振興課	地域資源DBシステム
平成18年4月	契約検査課	電子入札システム	平成22年7月	学 事 課	給食予約システム

※同一システムについて、部署によって導入年が異なるものは、最初の開始年月で掲載しています。

9. 世界遺産登録推進事業 4-6

平成21年1月5日に「九州・山口の近代化産業遺産群」が世界遺産暫定一覧表に記載されたことに伴い、文化庁がユネスコ世界遺産委員会に提出する推薦書を作成するまでに、構成資産の「顕著な普遍的価値」の証明と国内における万全の保護措置（資産の国史跡指定化、緩衝地帯の設定、保存管理計画の作成など）について、準備作業を行う必要がある。

佐賀市が対象とする遺産としては、幕末の製鉄・造船関連遺跡である「築地反射炉跡」「多布施反射炉跡」「精煉方跡」「三重津海軍所跡」の4つをあげており、これらについての発掘調査並びに文献調査を行う。また、本提案は九州・山口の連携で行うものであるため、6県10市で構成する「『九州・山口の近代化産業遺産群』世界遺産登録推進協議会」に加盟し、世界遺産登録推進事業を行う。

さらに、世界遺産の登録には、歴史遺産に対する地域住民の保存・継承への理解が不可欠である。そのため、市民団体や企業等との連携・協働体制のもと、広告物による広報や講演会・シンポジウム開催などによる情報提供・交換を行い、市民間における機運の醸成を図る。

10. 歴史まちづくり推進事業 4-6

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、地域の歴史的・文化的資産を活かしたまちづくりを推進する。

平成22年度事業としては、外部委員等による歴史まちづくり協議会を設置し、歴史的風致維持向上計画の作成を行う。平成23年度に同計画の国の認定を受け、平成24年度から同計画に基づき事業を行う予定としている。

また、これと並行して徴古館との連携事業として「佐賀城下古地図でまち歩きマップ」を作成し、歴史探訪会を行うなど、市民や市民団体を巻き込んだ歴史・文化を活かしたまちづくりを実践する。